

○法務省告示第三十八号
 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第七條第一項第二号の規定に基づき、平成二年法務省告示第百三十一号（出入国管理及び難民認定法第七條第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄（二）に係る部分に限る。）に掲げる活動を定める件）の一部を次のように改正する。
 平成二十五年一月二十八日
 法務大臣 谷垣 禎一

第五号中「若しくは中華人民共和国香港特別行政区政府」を「、中華人民共和国香港特別行政区政府若しくはノルウェー王国政府」に改める。
 附 則
 この告示は、平成二十五年二月一日から施行する。
 ○法務省告示第二十九号
 公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第七條ノ二第一項の規定により、次に掲げる公証人に電磁的記録に関する事務を行わせる。
 この告示は、告示の日から効力を生ずる。
 平成二十五年一月二十八日
 法務大臣 谷垣 禎一

○厚生労働省告示第八号
 次に掲げる組換えDNA技術によって得られた生物については、食品、添加物等の規格基準（昭和三十四年厚生省告示第三百七十号）第一A第二款に規定する安全性審査の手續を経たので、組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手續（平成十二年厚生省告示第二百三十三号）第三條第四項の規定により公表する。
 平成二十五年一月二十八日
 厚生労働大臣 田村 憲久

品種又は品目	名 称	申 請 者
とうもろこし	チヨウモロコシ1507系統、チヨウモロコシMON810系統、チヨウモロコシMON810系統並びにチヨウモロコシMON810系統及びチヨウモロコシMON810系統を掛け合わせた品種	チヨボソ株式会社
とうもろこし	チヨウモロコシ1507系統、チヨウモロコシMON810系統並びにチヨウモロコシMON810系統を掛け合わせた品種	チヨボソ株式会社
とうもろこし	チヨウモロコシMON810系統並びにチヨウモロコシMON810系統を掛け合わせた品種	チヨボソ株式会社

東京法務局所属 小磯 武男
 東京法務局所属 保坂 洋彦
 横浜地方法務局所属 圓山 慶二
 名古屋法務局所属 堀 毅彦
 広島法務局所属 飯田 恭示
 ○外務省告示第二十七号
 平成二十四年十二月二十三日にジブチで、廃棄物処理機材整備計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がジブチ共和国政府との間に行われた。
 1 援助の目的及び内容 廃棄物処理機材整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
 2 贈与の限度額 十三億四千六百万円
 3 贈与の供与期限 平成二十八年五月三十一日
 4 署名者
 日本側 西岡淳在ジブチ大使
 ジブチ側 マハムッド・アリ・ユスフ外務・国際協力大臣
 平成二十五年一月二十八日
 外務大臣 岸田 文雄

○厚生労働省告示第九号
 薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第二條第五項及び第六項の規定に基づき、薬事法第二條第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器（平成十六年厚生労働省告示第百九十八号）の一部を次のように改正する。
 平成二十五年一月二十八日
 別表第1に次のように加える。
 1097 気管支用充填材
 1792 バルーン小腸内視鏡システム
 ○厚生労働省告示第十号
 薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第二條第八項の規定に基づき、薬事法第二條第八項の規定により厚生労働大臣が指定する特定保守管理医療機器（平成十六年厚生労働省告示第百九十七号）の一部を次のように改正する。
 平成二十五年一月二十八日
 別表に次のように加える。
 1192 バルーン小腸内視鏡システム
 ○厚生労働省告示第十一号
 医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令（平成十六年厚生労働省令第百六十九号）第四條第一項の規定に基づき、医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令第四條第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医療機器（平成十七年厚生労働省告示第八十四号）の一部を次のように改正する。
 平成二十五年一月二十八日
 厚生労働大臣 田村 憲久

とうもろこし	チヨウモロコシMON810系統、チヨウモロコシMON810系統及びチヨウモロコシMON810系統を掛け合わせた品種	チヨボソ株式会社
とうもろこし	チヨウモロコシMON810系統及びチヨウモロコシMON810系統を掛け合わせた品種	チヨボソ株式会社
とうもろこし	チヨウモロコシMON810系統及びチヨウモロコシMON810系統を掛け合わせた品種	チヨボソ株式会社

○特許庁告示第三号
 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成二年法律第二十号）第三十七條の規定に基づき次のとおり登録を行ったので、同法第二十九條において準用する同法第二十四條の規定に基づき公示する。
 平成二十五年一月二十八日
 特許庁長官 深野 弘行

平成二十五年一月二十八日
 厚生労働大臣 田村 憲久